

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正に係る新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: right;">医政発第0612004号</p> <p>平成15年 6月12日 (一部改正 平成17年 2月 8日 平成17年10月21日 平成18年 3月22日 平成19年 3月30日 平成20年 3月26日 平成21年 5月11日 平成22年 4月14日 平成23年 3月24日 平成24年 3月29日 平成26年3月31日)</p>	<p style="text-align: right;">医政発第0612004号</p> <p>平成15年 6月12日 (一部改正 平成17年 2月 8日 平成17年10月21日 平成18年 3月22日 平成19年 3月30日 平成20年 3月26日 平成21年 5月11日 平成22年 4月14日 平成23年 3月24日 平成24年 3月29日)</p>
<p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局長</p>	<p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局長</p>
<p style="text-align: center;">医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について</p> <p>(略)</p>
<p>第1 (略)</p>	<p>第1 (略)</p>
<p>第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準</p>	<p>第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準</p>
<p>1 用語の定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「基幹型臨床研修病院」 臨床研修病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の<u>全体的な管理・責任を有するものをいうものであること。</u></p> <p>(4)～(15) (略)</p>	<p>1 用語の定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「基幹型臨床研修病院」 臨床研修病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の<u>管理を行うものをいうものであること。</u></p> <p>(4)～(15) (略)</p>
<p>2～3 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p>
<p>4 臨床研修病院の指定の申請</p>	<p>4 臨床研修病院の指定の申請</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 協力型臨床研修病院の指定の申請</p> <p>ア 協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。</p> <p>イ <u>基幹型臨床研修病院として協同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者は、協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院に関する指定申請書(様式1)及び当該指定に係る臨床研修病院群を構成することとなる関係施設相互間の連携体制を記載した書類(様式6)を、当該基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 協力型臨床研修病院の指定の申請</p> <p>ア 協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。</p>
<p>5 臨床研修病院の指定の基準</p>	<p>5 臨床研修病院の指定の基準</p>
<p>(1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準</p> <p>ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。</p>	<p>(1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準</p> <p>ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。</p>

(ア) (略)

(イ) 原則として、研修期間全体の8月以上は、基幹型臨床研修病院で研修を行うものであること。さらに地域医療との関係等に配慮しつつ、全体の研修期間の半分以上に相当する1年以上を基幹型臨床研修病院で行うことが望ましいこと。

(ウ)～(カ) (略)

イ～エ (略)

オ 臨床研修を行うために必要な症例があること。

「臨床研修を行うために必要な症例があること」とは、「臨床研修の到達目標」を達成するために必要な症例が確保されていることをいうものであること。入院患者の数については、年間3,000人以上であること。

当該病院における症例としては、内科及び救急部門について、その疾患等に過度の偏りがないことが望ましいこと。このため、特定の分野の専門的医療を専ら行う病院が基幹型臨床研修病院となることは望ましくないこと。

各診療科での研修に必要な症例については、当該病院と協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の症例と合わせて必要な症例があること。例えば、救急部門を研修する病院にあつては救急患者の取扱件数が年間5,000件以上、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科については、年間入院患者数100人（外科にあつては研修医1人あたり50人以上）、産婦人科を研修する病院の分娩数については年間350件又は研修医1人あたり10件以上が望ましいこと。

カ～サ (略)

シ 適切な指導体制を有していること。ただし、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、臨床研修病院群における指導体制が適切なものであること。

(ア) 「適切な指導体制を有していること」とは、後述する6(4)を満たした指導医が、原則として、内科、救急部門、外科、麻酔科(部門)、小児科、産婦人科及び精神科の診療科(部門)及び当該研修プログラム独自で必修科目としている診療科(部門)に配置されており、個々の指導医が、勤務体制上指導時間を十分に確保できることをいうものであること。指導にあつては、研修医5人に対して指導医が1人以上配置されていること。また、指導医は研修医に対する指導に関する責任者又は管理者の立場にあるものであり、指導医が研修医を直接指導することだけでなく、指導医の指導監督の下、上級医(研修医よりも臨床経験の長い医師をいう。以下同じ)が研修医を直接指導すること(いわゆる「屋根瓦方式」)も想定していること。その他の研修分野についても、適切な指導力を有している者が、研修医の指導に当たること。

(イ)～(エ) (略)

ス 研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること。

(略)

(ア) (略)

(イ) 当該病院が所在する都道府県内にある臨床研修病院及び大学病院の(ア)により算出された募集定員の合計(当該合計数値を「A'」とする。以下同じ。)が、(ウ)に規定する当該都道府県の募集定員の基礎数(当該基礎数を「B」とする。以下同じ。)を超える場合は、以下の計算式により算出した値(小数点以下の端数を生じた場合は四捨五入した値)とする。ただし、病院が希望する募集定員(当該希望数値を「C」とする。以下同じ。)が、それを下回る場合はCの値とする。

$$A \times \frac{B}{A'}$$

ただし、Cが当該値を下回る場合はC

(ウ) (ア)において加算する数値については、研修医の募集を行う年度の前年度末の時点において医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、80人以上の場合を13とする。

(エ) (略)

(オ) (イ)にいう「当該都道府県の募集定員の基礎数」とは、以下の計算式により算出した数値をいう。

$$D + E + F + G + H$$

D: 次のD1とD2のうちの方の数値の全国に対する割合で全国の研修医総数の推計値を按分した数値

$$D1: \frac{\text{全国の研修医総数の推計値} \times \text{当該都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

(ア) (略)

(イ) 原則として、研修期間全体の8月以上は、基幹型臨床研修病院で研修を行うものであること。

(ウ)～(カ) (略)

イ～エ (略)

オ 臨床研修を行うために必要な症例があること。

「臨床研修を行うために必要な症例があること」とは、「臨床研修の到達目標」を達成するために必要な症例が確保されていることをいうものであること。入院患者の数については、年間3,000人以上であること。

また、各診療科での研修に必要な症例については、当該病院と協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の症例と合わせて必要な症例があること。例えば、救急部門を研修する病院にあつては救急患者の取扱件数が年間5,000件以上、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科については、年間入院患者数100人（外科にあつては研修医1人あたり50人以上）、産婦人科を研修する病院の分娩数については年間350件又は研修医1人あたり10件以上が望ましいこと。

カ～サ (略)

シ 適切な指導体制を有していること。ただし、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、臨床研修病院群における指導体制が適切なものであること。

(ア) 「適切な指導体制を有していること」とは、後述する6(4)を満たした指導医が、原則として、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科の診療科に配置されており、個々の指導医が、勤務体制上指導時間を十分に確保できることをいうものであること。指導にあつては、研修医5人に対して指導医が1人以上配置されていること。また、指導医は研修医に対する指導に関する責任者又は管理者の立場にあるものであり、指導医が研修医を直接指導することだけでなく、指導医の指導監督の下、上級医(研修医よりも臨床経験の長い医師をいう。以下同じ)が研修医を直接指導すること(いわゆる「屋根瓦方式」)も想定していること。その他の研修分野についても、適切な指導力を有している者が、研修医の指導に当たること。

(イ)～(エ) (略)

ス 研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること。

(略)

(ア) (略)

(イ) 当該病院が所在する都道府県内にある臨床研修病院及び大学病院が希望する募集定員の合計(当該合計数値を「C」とする。以下同じ。)が、(ウ)に規定する当該都道府県の募集定員の上限(当該上限を「B」とする。以下同じ。)を超える場合は、以下の計算式により算出した値(小数点以下の端数を生じた場合は切り上げた値)とする。ただし、病院が希望する募集定員が、Aを上回った場合、Cを算出する際の当該病院の希望する募集定員をAの値とする。

$$A \times \frac{B}{C}$$

(ウ) (ア)において加算する数値については、研修医の募集を行う年度の前年度末の時点において医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、65人以上の場合を10とする。

(エ) (略)。

(オ) (イ)にいう「当該都道府県の募集定員の上限」とは、以下の計算式により算出した数値をいう。

$$D + E + F$$

D: 次のD1とD2のうちの方の数値

$$D1: \frac{\text{全国の研修医の総数} \times \text{当該都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

D2：全国の研修医総数の推計値 ×

$\frac{\text{当該都道府県内の大学医学部の入学定員の合計}}{\text{全国の大学医学部の入学定員の合計}}$

E：100平方km当たりの医師数が全国の平均値よりも少ない都道府県についてはDに0.07を乗じた数値とし、100平方km当たりの医師数が30未満の都道府県についてはDに0.1を乗じた数値

F：D × $\frac{\text{離島人口} \times 6}{\text{当該都道府県の人口}}$

G：人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合が全国の平均値よりも多い都道府県についてはDに0.06を乗じた数値

H：人口10万人当たりの医師数が全国の平均値よりも少ない都道府県についてはDに0.06を乗じた数値

(カ) 全国の研修希望者の推計値に1.2を乗じた数値と(ワ)により算出した数値の合計との差を都道府県ごとの研修医の直近の受入実績値の割合で按分した数値を「都道府県調整枠」とし、(ワ)に都道府県調整枠を加えた数値を「当該都道府県の募集定員の上限」とする。

(キ) (カ)で用いる数値については以下のとおりとする。

- ① (略)
- ②人口（高齢者（65歳以上）の人口を含む。）については、直近の推計人口（総務省）の値
- ③～⑥ (略)

(ク) (略)

セ～タ (略)

チ 協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った実績があること。

「協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った実績があること」とは、協力型臨床研修病院として、研修医に対して2年間臨床研修を行ったことに相当する実績があることをいうものであること。当該実績とは、研修医の受入が2年以上ないことにより、研修病院の指定を取り消された病院にあっては、指定を取り消された後、協力型臨床研修病院として、研修医に対して2年間臨床研修を行ったことに相当する実績があることをいうものであること。

ツ 協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）又は大学病院と連携して臨床研修を行うこと。

(削除) 大学病院などの地域の中核病院を中心とした臨床研修病院群の形成を促進し、地域で連携して医師を育成する観点から、協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）又は大学病院と連携して、臨床研修を行うものであり、病期や疾病領域等をはじめとした医療機能の観点から、頻度の高い疾病等について様々なバリエーションの経験及び能力形成が可能となるものであること。

テ 臨床研修病院群を構成する関係施設相互間で緊密な連携体制を確保していること。

(ア) (略)

(イ) 地域医療のシステム化を図り、臨床研修病院群における緊密な連携を保つため、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院及び臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）は、原則、同一の二次医療圏内又は同一の都道府県内にあることを基本とし、それらの地域を越える場合は、以下のような正当な理由があること。

- ①へき地・離島等を含めた医師不足地域における地域医療研修であること。
- ②生活圏を同じくする県境を越えた隣接する二次医療圏における協力型病院及び研修協力施設との連携であること。
- ③その他、基幹型病院と地域医療の上で連携が強く、十分な指導體制のもとで様々なバリエーションの経験及び能力形成が可能であり、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるような基本的な診療能力を身に付けることのできる良質な研修が見込まれる場合であること。

D2：全国の研修医総数 ×

$\frac{\text{当該都道府県内の大学医学部の入学定員の合計}}{\text{全国の大学医学部の入学定員の合計}}$

E：100平方km当たりの医師数が全国の中央値よりも少ない県についてはDに0.1を乗じた数値とし、100平方km当たりの医師数が30未満の道県についてはDに0.2を乗じた数値

F：D × $\frac{\text{離島人口} \times 5}{\text{当該都道府県の人口}}$

(カ) (カ)で用いる数値については以下のとおりとする。

- ① (略)
- ②人口については、直近の推計人口（総務省）の値
- ③～⑥ (略)

(キ) (略)

セ～タ (略)

チ 協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った実績があること。

「協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った実績があること」とは、協力型臨床研修病院として、研修医に対して2年間臨床研修を行ったことに相当する実績があることをいうものであること。

ツ 協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）又は大学病院と連携して臨床研修を行うこと。

医療機関が連携することにより、大学病院などの地域の中核病院を中心とした臨床研修病院群の形成を促進する観点から、協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）又は大学病院と連携して、臨床研修を行うものであること。

テ 臨床研修病院群を構成する関係施設相互間で緊密な連携体制を確保していること。

(ア) (略)

(イ) 地域医療のシステム化を図り、臨床研修病院群における緊密な連携を保つため、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院及び臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）は、同一の二次医療圏内又は同一の都道府県内にあることが望ましいこと。

(ウ) 指定後においても、臨床研修病院群を構成する関係施設、特に協力型臨床研修病院については、研修医の受入実績を十分に踏まえて臨床研修病院群の見直しを行っていくよう努めること。

ト 協力型臨床研修病院として共同して臨床研修を行う病院が、5（2）の協力型臨床研修病院の指定の基準に適合していること。

ナ （削除） 第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。

ニ（略）

(2)～(4) (略)

6 研修管理委員会等の要件

(略)

(1) (略)

(2) 基幹型臨床研修病院の管理者

基幹型臨床研修病院の管理者（以下この項及び後述する 17 から 19 までにおいて「管理者」という。）は、責任をもって、受け入れた研修医についてあらかじめ定められた研修期間内に臨床研修が修了できるよう努めなければならないこと。

また、研修医に対して後述する 17(1)エの臨床研修中断証を交付するような場合においても、管理者は当該研修医に対し、適切な進路指導を行うものであること。

なお、管理者は、研修医が男女を問わずキャリアを継続させて、生涯にわたり自己研鑽を続ける意欲と態度を有することができるよう、研修医が自らのキャリアパスを主体的に考える機会が得られるよう努めるとともに、出産育児等の支援体制の強化に向け、配偶者を含めた休暇取得等に対する研修院内の理解の向上を図ること。

(3) プログラム責任者

ア (略)

(ア)～(ウ) (略)

(エ) プログラム責任者は、研修プログラムの実施を管理し、適切な指導体制の確保に資するための講習会を受講していることが望ましいこと。

イ(略)

(4) (略)

7～16 (略)

17 臨床研修の中断及び再開

(1) 臨床研修の中断

ア 基本的な考え方

臨床研修の中断とは、現に臨床研修を受けている研修医について研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の途中で臨床研修を長期にわたり休止すること、又は中止することをいうものであること。

（削除）

イ 中断の基準

中断には、「研修医が臨床研修を継続することが困難であると研修管理委員会が評価、勧告した場合」と「研修医から管

ト 協力型臨床研修病院として共同して臨床研修を行う病院が、4（2）の協力型臨床研修病院の指定の基準に適合していること。

ナ 将来、第三者による評価を受け、その結果を公表することを旨とする。

ニ（略）

(2)～(4) (略)

6 研修管理委員会等の要件

(略)

(1) (略)

(2) 基幹型臨床研修病院の管理者

基幹型臨床研修病院の管理者（以下この項及び後述する 17 から 19 までにおいて「管理者」という。）は、責任をもって、受け入れた研修医についてあらかじめ定められた研修期間内に臨床研修が修了できるよう努めなければならないこと。

なお、研修医に対して後述する 17(1)エの臨床研修中断証を交付するような場合においても、管理者は当該研修医に対し、適切な進路指導を行うものであること。

(3) プログラム責任者

ア (略)

(ア)～(ウ) (略)

イ(略)

(4) (略)

7～16 (略)

17 臨床研修の中断及び再開

(1) 臨床研修の中断

ア 基本的な考え方

臨床研修の中断とは、現に臨床研修を受けている研修医について研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の途中で臨床研修を中止することをいうものであり、原則として病院を変更して研修を再開することを前提としたものであること。

研修プログラムを提供している管理者及び研修管理委員会には、あらかじめ定められた研修期間内に研修医に臨床研修を修了させる責任があり、安易に中断の扱いを行ってはならないこと。

やむを得ず臨床研修の中断の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修医及び研修指導関係者と十分話し合い、当該研修医の臨床研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。さらに、研修医が臨床研修を継続できる方法がないか検討し、研修医に対し必要な支援を行うものであること。

これらを通じて、なお中断という判断に至る場合であっても、当該研修医が納得するよう努めなければならないこと。なお、このような場合においては、経緯や状況等の記録を残しておく必要があること。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談をすること。

イ 中断の基準

中断には、「研修医が臨床研修を継続することが困難であると研修管理委員会が評価、勧告した場合」と「研修医から管理

理者に申し出た場合」の2とおりがあること。

管理者が臨床研修の中断を認めることができるのは、以下のような正当な理由がある場合であること。

研修プログラムを提供している管理者及び研修管理委員会には、あらかじめ定められた研修期間内に研修医に臨床研修を修了させる責任があり、正当な理由がない場合、例えば、臨床研修病院の研修医に対する不満又は研修医の臨床研修病院に対する単なる不満のように、改善の余地がある場合については中断を認めるものではないこと。

(7) 研修医が臨床研修を継続することが困難であると研修管理委員会が評価、勧告した場合

① (略)

② (略)

③妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合

④ (略)

(i) 研修医から管理者に申し出た場合

①妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合

②研究、留学等の多様なキャリア形成のため、臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合

③その他正当な理由がある場合

ウ 中断の手順

(ア) 研修管理委員会は、(削除) 研修医が臨床研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修医がそれまでに受けた臨床研修に係る当該研修医の評価を行い、管理者に対し、当該研修医の臨床研修を中断することを勧告することができること。

(イ) (略)

(ウ) 臨床研修の中断の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修医及びプログラム責任者や他の研修指導関係者と十分話し合い、当該研修医の臨床研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。また、臨床研修を再開する場所（同一の病院で研修を再開予定か、病院を変更して研修を再開予定か。）についても併せて検討すること。なお、必要に応じて、それらの経緯や状況等の記録を残しておくこと。

中断という判断に至る場合には、当該研修医が納得する判断となるよう努めなければならないこと。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

エ 中断した場合

管理者は、研修医の臨床研修を中断した場合には、当該研修医の求めに応じて、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証（様式 11）を交付しなければならないこと。このとき、管理者は、研修医の求めに応じて、(削除) 臨床研修の再開のための支援を行うことを含め、適切な進路指導を行わなければならないこと。さらに、管理者は、速やかに、臨床研修中断報告書（様式 12）及び当該中断証の写しを管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(ア)～(カ) (略)

(2) (略)

18 臨床研修の修了

(1) (略)

(2) 臨床研修の修了認定

ア・イ (略)

ウ 管理者は、イに基づく臨床研修修了証の交付後1月以内に、臨床研修修了証を交付した研修医の氏名及び生年月日を記載した臨床研修修了者一覧表（様式 15）を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に提出すること。

また、修了した研修医に医籍への登録の申請を行うよう励行すること。

(3) 臨床研修の未修了

者に申し出た場合」の2とおりがあること。

管理者が臨床研修の中断を認めるには、以下のようなやむを得ない場合に限るものであり、例えば、臨床研修病院の研修医に対する不満又は研修医の臨床研修病院に対する単なる不満のように、改善の余地があるものは認めるものではないこと。

(7) (略)

(i) (略)

(ウ) 妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を長期にわたり休止し、そのため修了に必要な研修実施期間を満たすことができない場合であって、臨床研修を再開するときに、当該研修医の履修する研修プログラムの変更、廃止等により同様の研修プログラムに復帰することが不可能であると見込まれる場合

(エ) (略)

ウ 中断の手順

(ア) 研修管理委員会は、臨床医としての適性を欠く場合等研修医が臨床研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修医がそれまでに受けた臨床研修に係る当該研修医の評価を行い、管理者に対し、当該研修医の臨床研修を中断することを勧告することができること。

(イ) (略)

エ 中断した場合

管理者は、研修医の臨床研修を中断した場合には、当該研修医の求めに応じて、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証（様式 11）を交付しなければならないこと。このとき、管理者は、研修医の求めに応じて、他の臨床研修病院を紹介する等臨床研修の再開のための支援を行うことを含め、適切な進路指導を行わなければならないこと。さらに、管理者は、速やかに、臨床研修中断報告書（様式 12）及び当該中断証の写しを管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(ア)～(カ) (略)

(2) (略)

18 臨床研修の修了

(1) (略)

(2) 臨床研修の修了認定

ア・イ (略)

(3) 臨床研修の未修了

ア 基本的な考え方

臨床研修の未修了とは、研修医の研修期間の終了に際する評価において、研修医が臨床研修の修了基準を満たしていない等の理由により、管理者が当該研修医の臨床研修を修了したと認めないことをいうものであり、原則として、引き続き同一の研修プログラムで研修を行うことを前提としたものであること。

(削除)

(削除) 未修了の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修医及び研修指導関係者と十分話し合い、当該研修医の研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。

これらを通じて、最終的に未修了という判断に至る場合であっても、当該研修医が納得するよう努めなければならないこと。なお、このような場合においては、経緯や状況等の記録を残しておく必要があること。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談をすること。

イ 未修了の手順

管理者は、(2)アの評価に基づき、研修医が臨床研修を修了していないと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、理由を付して、その旨を文書（様式 16）で通知しなければならないこと。

ウ 未修了とした場合

当該研修医は原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続することとなるが、その場合には、研修プログラムの定員を超えてしまう事もあり得ることから、指導医 1 人当たりの研修医数や研修医 1 人当たりの症例数等について、研修プログラムに支障を来さないよう、十分に配慮しなければならないこと。

なお、未修了とした場合には、管理者は、研修を継続させる前に、当該研修医が臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表（様式 17）を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

19～21（略）

22 地域における研修医の募集定員の調整

(1) 地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案して必要な調整を行うことができること。ただし、以下のア及びイを満たさなければならないこと。

ア 調整した後の管轄地域の病院の募集定員の合計が、前述 5 の(1)ス(ハ)によって算出された都道府県の募集定員の上限の値(削除)を超えない範囲内の調整であること。(削除)

イ（略）

(2)～(4)（略）

23・24（略）

25 研修医の給与について

研修医に決まって支払われる手当（時間外手当、当直手当等を除く。）が、年額 7 2 0 万円を超える場合は、病院に対して交付する臨床研修費等補助金を一定程度減額すること。詳細は、平成 2 7 年度の臨床研修費等補助金交付要綱において別に定めること。

26（略）

第 3 当面の取扱い

1 趣旨

医師臨床研修制度の実施に伴い、医療機関において医師の確保が困難となる可能性など、地域医療に与える影響を懸念する指摘があることから、当分の間は臨床研修病院の指定基準について以下の取扱いとするものであること。(削除)

2 基幹型臨床研修病院の指定の基準について

(1)医師法第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成 2 1 年 4 月 2 8 日公布 厚生労働省令第 1 0 5 号）附則の規定により、基幹型臨床研修病院とみなされた単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院が、平成 2

ア 基本的な考え方

臨床研修の未修了とは、研修医の研修期間の終了に際する評価において、研修医が臨床研修の修了基準を満たしていない等の理由により、管理者が当該研修医の臨床研修を修了したと認めないことをいうものであり、原則として、引き続き同一の研修プログラムで研修を行うことを前提としたものであること。

研修プログラムを提供している管理者及び研修管理委員会には、あらかじめ定められた研修期間内に研修医に臨床研修を修了させる責任があり、安易に未修了の扱いを行ってはならないこと。

やむを得ず未修了の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修医及び研修指導関係者と十分話し合い、当該研修医の研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。

これらを通じて、最終的に未修了という判断に至る場合であっても、当該研修医が納得するよう努めなければならないこと。なお、このような場合においては、経緯や状況等の記録を残しておく必要があること。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談をすること。

イ 未修了の手順

管理者は、(2)アの評価に基づき、研修医が臨床研修を修了していないと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、理由を付して、その旨を文書（様式 15）で通知しなければならないこと。

ウ 未修了とした場合

当該研修医は原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続することとなるが、その場合には、研修プログラムの定員を超えてしまう事もあり得ることから、指導医 1 人当たりの研修医数や研修医 1 人当たりの症例数等について、研修プログラムに支障を来さないよう、十分に配慮しなければならないこと。

なお、未修了とした場合には、管理者は、研修を継続させる前に、当該研修医が臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表（様式 16）を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

19～21（略）

22 地域における研修医の募集定員の調整

(1) 地域における臨床研修病院群の形成を促進するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案して必要な調整を行うことができること。ただし、以下のア及びイを満たさなければならないこと。

ア 調整した後の管轄地域の病院の募集定員の合計が都道府県の募集定員の上限の値(B)を超えない範囲内の調整であること。ただし、前述 5 の(1)ス(イ)によって算出された臨床研修病院及び大学病院の募集定員の合計(C)が都道府県の募集定員の上限(B)の値を超えている場合は、当該募集定員の合計を超えない範囲内の調整であること。

イ（略）

(2)～(4)（略）

23・24（略）

25 研修医の給与について

研修医に決まって支払われる手当（時間外手当、当直手当等を除く。）が、年額 7 2 0 万円を超える場合は、病院に対して交付する臨床研修費等補助金を一定程度減額すること。詳細は、平成 2 3 年度の臨床研修費等補助金交付要綱において別に定めること。

26（略）

第 3 当面の取扱い

1 趣旨

医師臨床研修制度の実施に伴い、医療機関において医師の確保が困難となる可能性など、地域医療に与える影響を懸念する指摘があることから、当分の間は臨床研修病院の指定基準について以下の取扱いとするものであること。ただし、後述の 3 及び 4 については、平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの取扱いとすること。

2 基幹型臨床研修病院の指定の基準について

医師法第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成 2 1 年 4 月 2 8 日公布 厚生労働省令第 1 0 5 号）附則の規定により、基幹型臨床研修病院とみなされた単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院が、平成 2 4

4年4月1日以降、前述第2の5(1)オの基幹型臨床研修病院の指定基準を満たさない場合にあつては、個別の訪問調査等により、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができることと認められる場合に限り、基幹型臨床研修病院として指定を継続するものであること。

(2)新たに基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院が、前述第2の5(1)オの基幹型臨床研修病院の指定基準を満たさない場合でも、入院患者の数が年間2,700人以上である場合には、個別の訪問調査等を行い、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができることなど、良質な研修についての評価を含め、指定の可否を判断するものであること。このため、これに該当する病院は、前述第2の4(1)アに定める期日の10ヶ月以上前に別に定める訪問調査の申込書を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に提出すること。

(削除)

3 都道府県の募集定員の上限について

(1) 前述第2の5(1)ス(カ)に基づいて算出した都道府県の募集定員の上限の値が研修医の募集を行う年度の前年度の当該都道府県内の研修医の受入実績よりも少ない場合には、前述第2の5(1)ス(カ)にかかわらず、都道府県の募集定員の上限の値を当該都道府県内の研修医の受入実績の数値(削除)とすること。ただし、この取扱いについては、平成27年3月31日までとすること。

(2) 前述第2の5(1)ス(カ)に定める、「1.2」の数値(全国の研修希望者の推計値に乘じる数値)については、徐々に「1.1」とすることを基本とするが、毎年の実際の研修医の募集と採用の状況等を適切に勘案したうえで決定するものであること。なお、前述第2の5(1)ス(カ)に定めるE、F、G及びH並びに(カ)に定める都道府県調整枠については、徐々に「1.1」とする中で、両者の関係を踏まえつつ決定していくものであること。

(3) 前述第2の5(1)ス(カ)に定めるD2について、平成22年度より設定されている、大学の医学を履修する課程の入学定員の増員に伴う特定の地域医療への従事を条件とする地域枠のうち、他の都道府県の大学で養成されることとなる地域枠の数の取扱いについては、改めて検討するものであること。

第4 留意事項

今後、地域医療への貢献等を目的とした医学部入学定員増等により、いわゆる地域枠の学生等が増加してくるため、基幹型臨床研修病院は、研修医の募集及び採用にあたっては、その地域医療への従事要件等に十分配慮するよう努めること。

第5 検討規定

本通知の改正後5年以内に、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関して所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

年4月1日以降、前述第2の5(1)オの基幹型臨床研修病院の指定基準を満たさない場合にあつては、個別の訪問調査等により、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができることと認められる場合に限り、基幹型臨床研修病院として指定を継続するものであること。

3 臨床研修病院の募集定員について

臨床研修病院の募集定員については、前述第2の5(1)スにかかわらず、前述第2の5(1)スと直近の年度の研修内定者の実績(前述第2の23により加算された募集定員に係る研修内定者の実績を除く。)のいずれかを超えない数値(前述第2の5(1)ア(カ)により研修プログラムを設けた場合は、当該研修プログラムの定員分として4人を加算した数値)とすること。ただし、前述第2の22により都道府県が研修医の募集定員を調整した場合には、都道府県が調整した募集定員とすること。

4 都道府県の募集定員の上限について

前述第2の5(1)ス(カ)に基づいて算出した都道府県の募集定員の上限の値が当該都道府県内の研修医の受入実績よりも10%以上少ない場合には、前述第2の5(1)ス(カ)にかかわらず、都道府県の募集定員の上限の値を当該都道府県内の研修医の受入実績に0.9を乗じて得た数値(小数点以下の端数は切り上げ)とすること。

第4 検討規定

厚生労働大臣は、臨床研修省令の施行後5年以内に、臨床研修省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。当該措置を講ずる際には、前述第3の3及び4については廃止すること。

改正案	現行
<p style="text-align: right;">(別添1)</p> <p style="text-align: center;">臨床研修の到達目標</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>II 経験目標</p> <p>A 経験すべき診察法・検査・手技</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基本的な臨床検査 (略)</p> <p>1)～9) (略)</p> <p>10) <u>呼吸機能検査</u> ・スパイロメトリー</p> <p>11)～20) (略) (略)</p> <p>(4) 基本的手技 (略)</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 人工呼吸を実施できる。(バッグ・バルブ・マスクによる徒手換気を含む。)</p> <p>3) <u>胸骨圧迫</u>を実施できる。</p> <p>4)～19) (略) (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>B 経験すべき症状・病態・疾患 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 経験が求められる疾患・病態 (略)</p> <p>(1) 血液・造血器・リンパ網内系疾患 B①貧血(鉄欠乏性貧血、二次性貧血) ②～④ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 消化器系疾患 ①・② (略)</p> <p>③胆嚢・胆管疾患(胆石症、胆嚢炎、胆管炎)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(8) 腎・尿路系(体液・電解質バランスを含む。)疾患 ①～③ (略)</p> <p>B④泌尿器科的腎・尿路疾患(尿路結石症、尿路感染症)</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>(13) 精神・神経系疾患 ①～④ (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別添1)</p> <p style="text-align: center;">臨床研修の到達目標</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>II 経験目標</p> <p>A 経験すべき診察法・検査・手技</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基本的な臨床検査 (略)</p> <p>1)～9) (略)</p> <p>10) <u>肺機能検査</u> ・スパイロメトリー</p> <p>11)～20) (略) (略)</p> <p>(4) 基本的手技 (略)</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 人工呼吸を実施できる。(バッグマスクによる徒手換気を含む。)</p> <p>3) <u>心マッサージ</u>を実施できる。</p> <p>4)～19) (略) (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>B 経験すべき症状・病態・疾患 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 経験が求められる疾患・病態 (略)</p> <p>(1) 血液・造血器・リンパ網内系疾患 B①貧血(鉄欠乏貧血、二次性貧血) ②～④ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 消化器系疾患 ①・② (略)</p> <p>③胆嚢・胆管疾患(胆石、胆嚢炎、胆管炎)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(8) 腎・尿路系(体液・電解質バランスを含む。)疾患 ①～③ (略)</p> <p>B④泌尿器科的腎・尿路疾患(尿路結石、尿路感染症)</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>(13) 精神・神経系疾患 ①～④ (略)</p>

- A⑤統合失調症 (削除)
⑥不安障害 (パニック障害)
⑦ (略)

(14) (略)

- (15) 免疫・アレルギー疾患
① (略)

- B② (削除) 関節リウマチ
③ (略)

(16) ~ (18) (略)

C 特定の医療現場の経験
(略)

(1) 救急医療
(略)

1)~3) (略)

4) 二次救命処置 (ACLS = Advanced Cardiovascular Life Support、呼吸・循環管理 を含む。)ができ、一次救命処置 (BLS = Basic Life Support) を指導できる。

※ ACLS は、バッグ・バルブ・マスク等を使う心肺蘇生法や除細動、気管挿管、薬剤投与等の一定のガイドラインに基づく救命処置を含み、BLS には、気道確保、胸骨圧迫、人工呼吸等機器を使用しない処置が含まれる。

5)~7) (略)
(略)

(2) ~ (7) (略)

- A⑤統合失調症 (精神分裂病)
⑥不安障害 (パニック症候群)
⑦ (略)

(14) (略)

- (15) 免疫・アレルギー疾患
① (略)

- B②慢性関節リウマチ
③ (略)

(16) ~ (18) (略)

C 特定の医療現場の経験
(略)

(1) 救急医療
(略)

1)~3) (略)

4) 二次救命処置 (ACLS = Advanced Cardiovascular Life Support、呼吸・循環管理 を含む。)ができ、一次救命処置 (BLS = Basic Life Support) を指導できる。

※ ACLS は、バッグ・バルブ・マスク等を使う心肺蘇生法や除細動、気管挿管、薬剤投与等の一定のガイドラインに基づく救命処置を含み、BLS には、気道確保、心臓マッサージ、人工呼吸等機器を使用しない処置が含まれる。

5)~7) (略)
(略)

(2) ~ (7) (略)

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正に係る新旧対照表

新		旧	
様式 1		様式 1	
臨床研修病院指定申請書		臨床研修病院指定申請書	
(略)		(略)	
臨床研修病院指定申請書－ 2 －		臨床研修病院指定申請書－ 2 －	
(略)		(略)	
	※		※
9. (略)		9. (略)	
10. 診療科名 (基幹型・協力型記入) 当該病院の医療法上の標ぼう診療科について該当する番号すべてに○をつけ、該当する標榜科がない場合は「99.その他」欄に記入すること。	標ぼう診療科 (番号に○をつけてください) ----- 1. 内科 2. 呼吸器内科 3. 循環器内科 4. 消化器内科 5. 気管食道内科 6. 神経内科 7. 心療内科 8. 性感染症内科 9. 外科 10. 呼吸器外科 11. 心臓血管外科 12. 消化器外科 13. 小児外科 14. 気管食道外科 15. 肛門外科 16. 整形外科 17. 脳神経外科 18. 形成外科 19. 美容外科 20. 精神科 21. アレルギー科 22. リウマチ科 23. 小児科 24. 皮膚科 25. 泌尿器科 26. 産婦人科 27. 産科 28. 婦人科 29. 眼科 30. 耳鼻いんこう科 31. リハビリテーション科 32. 放射線科 33. 病理診断科 34. 臨床検査科 35. 救急科 99. その他 (削除) 次に記入してください) ----- 901.....科 902.....科 903.....科 904.....科	10. 診療科名 (基幹型・協力型記入) 当該病院の医療法上の標ぼう診療科について該当する番号すべてに○をつけ、標ぼう診療科以外の診療科を有する場合は「99.その他」欄に記入すること。	標ぼう診療科 (番号に○をつけてください) ----- 1. 内科 2. 心療内科 3. 精神科 4. 神経科 (神経内科) 5. 呼吸器科 6. 消化器科 (胃腸科) 7. 循環器科 8. アレルギー科 9. リウマチ科 10. 小児科 11. 外科 12. 整形外科 13. 形成外科 14. 美容外科 15. 脳神経外科 16. 呼吸器外科 17. 心臓血管外科 18. 小児外科 19. 皮膚泌尿器科 (20. 皮膚科 21. 泌尿器科) 22. 性病科 23. こう門科 24. 産婦人科 (25. 産科 26. 婦人科) 27. 眼科 28. 耳鼻いんこう科 29. 気管食道科 30. リハビリテーション科 31. 放射線科 99. その他 (標ぼう診療科以外) 次に記入してください) ----- 901.....科 902.....科 903.....科 904.....科
11. (略)		11. (略)	
12. 医療法上の許可病床数 (歯科の病床数を除く。) (基幹型・協力型記入)	1. 一般: _____ 床、2. 精神: _____ 床、3. 感染症: _____ 床 4. 結核: _____ 床、5. 療養: _____ 床、(削除)	12. 医療法上の許可病床数 (歯科の病床数を除く。) (基幹型・協力型記入)	1. 一般: _____ 床、2. 精神: _____ 床、3. 感染症: _____ 床 4. 結核: _____ 床、5. 療養: _____ 床、9. その他: _____ 床
13. (略)		13. (略)	
14. 病床の種別ごとの平均在院日数 (小数第二位四捨五入) (基幹型・協力型記入)	1. 一般: _____ 日、2. 精神: _____ 日、3. 感染症: _____ 日 4. 結核: _____ 日、5. 療養: _____ 日、(削除)	14. 病床の種別ごとの平均在院日数 (小数第二位四捨五入) (基幹型・協力型記入)	1. 一般: _____ 日、2. 精神: _____ 日、3. 感染症: _____ 日 4. 結核: _____ 日、5. 療養: _____ 日、9. その他: _____ 日
15～18. (略)		15～18. (略)	

臨床研修病院指定申請書－ 3 －

(略)

19～22 (略)	(略)
23. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員の配置状況 (基幹型・協力型記入) 精神科の研修を行う臨床研修病院については記入してください。	1・2 (略)
	3. <u>臨床心理技術者</u> : 名(常勤: 名、非常勤: 名)
	9 (略)
24. 協力型臨床研修病院としての研修実績 (基幹型記入)	※ 別紙5に記入

臨床研修病院指定申請書－ 4 －

(略)

	※	
25・26 (略)		(略)
27. <u>臨床研修指導医(指導医)等の氏名等</u> (基幹型記入) すべての臨床研修指導医等(協力型臨床研修病院に所属する臨床研修指導医及び臨床研修協力施設に所属する臨床研修の指導を行う者を含む。)について氏名等を記入してください。		(略)
28. 29 (略)		(略)

(略)

臨床研修病院指定申請書－ 3 －

(略)

19～22 (略)	(略)																		
23. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員の配置状況 (基幹型・協力型記入) 精神科の研修を行う臨床研修病院については記入してください。	1・2 (略)																		
	3. <u>臨床心理技術士</u> : 名(常勤: 名、非常勤: 名)																		
	9 (略)																		
24. 協力型臨床研修病院としての研修実績 (基幹型記入)	<table border="0"> <tr> <td>受入研修医数</td> <td>研修期間</td> <td>基幹型臨床研修病院名</td> </tr> <tr> <td>()名 × ()月</td> <td>()月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>()名 × ()月</td> <td>()月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>()名 × ()月</td> <td>()月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>()名 × ()月</td> <td>()月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">合計月数 ()月</td> </tr> </table>	受入研修医数	研修期間	基幹型臨床研修病院名	()名 × ()月	()月	()	()名 × ()月	()月	()	()名 × ()月	()月	()	()名 × ()月	()月	()	合計月数 ()月		
受入研修医数	研修期間	基幹型臨床研修病院名																	
()名 × ()月	()月	()																	
()名 × ()月	()月	()																	
()名 × ()月	()月	()																	
()名 × ()月	()月	()																	
合計月数 ()月																			

臨床研修病院指定申請書－ 4 －

(略)

	※	
25・26 (略)		(略)
27. <u>臨床研修指導医(指導医)の氏名等</u> (基幹型記入) すべての臨床研修指導医(協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設に所属する臨床研修指導医を含む。)について氏名等を記入してください。		(略)
28. 29 (略)		(略)

(略)

1.3. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

(略)

区 分	内 科	救急部門	外 科	麻酔科(部)留	小児科	産婦人科	又は		精神科	病院で定め た必修科目 の診療科					その他の研 修を行う診 療科			合 計			
							産科	婦人科													
年間入院患者実数 ()内は救急件数又は分娩 件数																					
年間新外来患者数																					
1日平均外来患者数 ()内は年間外来診療日数																					
平均在院日数																					
常勤医師数 (うち臨床研修指導医(指 導医)数)																					

※ 「年間入院患者実数」とは、申請年度の前々年度の繰越患者数に申請年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。「年間新外来患者数」とは、申請年度の前年度中に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者延数÷年間外来診療日数による数(小数第二位を四捨五入)とすること。「病院で定めた必修科目の診療科」欄等が足りない場合には、続紙(様式自由)に記載し添付すること。「救急件数」及び「分娩件数」とは、11.の救急医療の実績の前年度の件数及び15.の正常分娩件数と異常分娩件数の合計とすること。

※ 「内科」とは、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科等を含めた広義の内科のうち基本研修科目の内科分野の研修を行う診療科であり、「外科」とは、心臓血管外科、呼吸器外科、脳外科等を含めた広義の外科のうち基本研修科目の外科分野の研修を行う診療科であること。

※ 基幹型臨床研修病院指定申請においては、内科及び救急部門に係る患者の症例リストを添付すること。(様式任意)

1.3. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

(略)

区 分	内 科	外 科	救急部門	小児科	産婦人科	又は		精神科	その他の研修を 行う診療科					合 計								
						産科	婦人科															
年間入院患者実数 ()内は救急件数又は 分娩件数																						
年間新外来患者数																						
1日平均外来患者数 ()内は年間外来診 療日数																						
平均在院日数																						
常勤医師数 (うち臨床研修指導 医(指導医)数)																						

※ 「年間入院患者実数」とは、申請年度の前々年度の繰越患者数に申請年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。「年間新外来患者数」とは、申請年度の前年度中に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者延数÷年間外来診療日数による数(小数第二位を四捨五入)とすること。「その他の研修を行う診療科」欄が足りない場合には、続紙(様式自由)に記載し添付すること。「救急件数」及び「分娩件数」とは、11.の救急医療の実績の前年度の件数及び15.の正常分娩件数と異常分娩件数の合計とすること。

※ 「内科」とは、呼吸器科、消化器科、循環器科、神経内科等を含めた広義の内科のうち基本研修科目の内科分野の研修を行う診療科であり、「外科」とは、心臓血管外科、呼吸器外科、脳外科等を含めた広義の外科のうち基本研修科目の外科分野の研修を行う診療科であること。

2 5. 研修プログラムの名称及び概要

(略)

1～4 (略)	(略)	(略)	(略)
5. 臨床研修を行う分野	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
備考：選択必修科目・・・〇つの診療科の中から〇つ以上を必ず選択 基幹型臨床研修病院での研修期間・・・最低〇か月 ※最低8か月以上必要であるが、 <u>地域医療との関係等に配慮しつつ、1年以上行うことが望ましい。</u> 臨床研修協力施設での研修期間・・・最大〇か月 ※合計3か月以内であること。ただし、へき地・離島診療所等の 研修期間が含まれる場合はこの限りでない。 2年間を通じての救急部門の研修とみなす休日・夜間の当直回数・・・約〇〇回			

※外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科については病院で定めた必修科目か選択必修科目の欄に必ず設け、記入すること。

(略)

別紙 4

(No.)

2 7. 臨床研修指導医（指導医）等の氏名等 (略)

担当分野	氏名	所属	役職	臨床経験年数	指導医講習会等の受講経験 有：○ 無：×	資格等	(削除)		プログラム番号	備考 1 プログラム責任者 2 副プログラム責任者 3 研修実施責任者 4 臨床研修指導医(指導医)
							(削除)	(削除)		

(略)

※ 「担当分野」欄には、様式1別紙3の臨床研修を行う分野及び病種（CPC）を記入すること。

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実施責任者及び臨床研修指導医（指導医）については、「備考」欄にそれぞれに応じた番号を記入し、併せてプログラム番号を記入すること（プログラム番号を取得していない場合には研修プログラムの名称を記入すること。）。

*研修実施責任者・・・協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者

*臨床研修指導医（指導医）・・・研修医に対する指導を行う医師であり、7年（84月）以上の臨床経験及び指導医養成講習会等の受講経験を有する者

2 5. 研修プログラムの名称及び概要

(略)

1～4 (略)	(略)	(略)	(略)
5. 臨床研修を行う分野	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
備考：選択必修科目・・・〇つの診療科の中から〇つ以上を必ず選択 基幹型臨床研修病院での研修期間・・・最低〇か月 ※最低8か月以上必要 臨床研修協力施設での研修期間・・・最大〇か月 ※合計3か月以内であること。た だし、へき地・離島診療所等の研修期間が含まれる場合はこの限りでない。 2年間を通じての救急部門の研修とみなす休日・夜間の当直回数・・・約〇〇回			

※外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科の欄は病院で定めた必修科目か選択必修科目の欄に必ず設け、記入すること。

(略)

別紙 4

(No.)

2 7. 臨床研修指導医（指導医）等の氏名等 (略)

担当分野	氏名	所属	役職	臨床経験年数	指導医講習会等の受講経験 有：○ 無：×	資格等	医籍登録		プログラム番号	備考 1 プログラム責任者 2 副プログラム責任者 3 研修実施責任者 4 臨床研修指導医(指導医)
							番号	年月日		

(略)

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実施責任者及び臨床研修指導医（指導医）については、「備考」欄にそれぞれに応じた番号を記入し、併せてプログラム番号を記入すること（プログラム番号を取得していない場合には研修プログラムの名称を記入すること。）。

*研修実施責任者・・・協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者

*臨床研修指導医（指導医）・・・研修医に対する指導を行う医師であり、7年以上の臨床経験及び指導医養成講習会等の受講経験を有

※ (略)

する者
※ (略)

24. 協力型臨床研修病院としての研修実績

別紙5

病院施設番号: _____ 臨床研修病院の名称: _____

平成〇〇年度

基幹型臨床研修病院名	研修医の氏名 及び年次	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計														

平成〇〇年度

基幹型臨床研修病院名	研修医の氏名 及び年次	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計														

※平成 16 年度以降に、協力型病院として研修医を受入れた数等を年度別に、研修医ごとに記入すること。（受入実績のない年度については作成不要）

(副) プログラム責任者履歴書

様式 2

(略)

(略)		
主な履歴・教育歴※	(略)	
指導医講習会などの受講歴※		
「プログラム責任者養成講習会」の受講歴※		
主な臨床経験及び業績（臨床における専門分野、手術件数、検査件数、経験症例数など）※	(略)	
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
		<u>(削除)</u>
所属学会名		

様式 3 (略)

(副) プログラム責任者履歴書

様式 2

(略)

(略)		
主な履歴・教育歴※	(略)	
指導医講習会などの受講歴※		
主な臨床経験及び業績（臨床における専門分野、手術件数、検査件数、経験症例数など）※	(略)	
学位の有無	取得年月日	審査大学名：
		主論文の題名：
所属学会名		

(略)

様式 3 (略)

臨床研修協力施設概況表－ 1 －

様式4

(略)

(略)					
1～7 (略)					
		※			
8. 診療科名 (医療機関のみ) 当該病院の医療法上の標ぼう診療科について該当する番号すべてに○をつけ、 <u>該当する診療科がない場合は「99.その他」欄に記入すること。</u>		標ぼう診療科 (番号に○をつけてください。)			
		1. <u>内科</u> 2. <u>呼吸器内科</u> 3. <u>循環器内科</u> 4. <u>消化器内科</u> 5. <u>気管食道内科</u> 6. <u>神経内科</u> 7. <u>心療内科</u> 8. <u>性感染症内科</u> 9. <u>外科</u> 10. <u>呼吸器外科</u> 11. <u>心臓血管外科</u> 12. <u>消化器外科</u> 13. <u>小児外科</u> 14. <u>気管食道外科</u> 15. <u>肛門外科</u> 16. <u>整形外科</u> 17. <u>脳神経外科</u> 18. <u>形成外科</u> 19. <u>美容外科</u> 20. <u>精神科</u> 21. <u>アレルギー科</u> 22. <u>リウマチ科</u> 23. <u>小児科</u> 24. <u>皮膚科</u> 25. <u>泌尿器科</u> 26. <u>産婦人科</u> 27. <u>産科</u> 28. <u>婦人科</u> 29. <u>眼科</u> 30. <u>耳鼻いんこう科</u> 31. <u>リハビリテーション科</u> 32. <u>放射線科</u> 33. <u>病理診断科</u> 34. <u>臨床検査科</u> 35. <u>救急科</u> 99. <u>その他 (削除)</u> 次に記入してください。)			
		901	科	902	科
		903	科	904	科
		905	科	906	科
		907	科	908	科
		909	科	910	科

臨床研修協力施設概況表－ 1 －

様式4

(略)

(略)					
1～7 (略)					
		※			
8. 診療科名 (医療機関のみ) 当該病院の医療法上の標ぼう診療科について該当する番号すべてに○をつけ、 <u>標ぼう診療科以外の診療科を有する場合は「99.その他」欄に記入すること。</u>		標ぼう診療科 (番号に○をつけてください。)			
		1. <u>内科</u> 2. <u>心療内科</u> 3. <u>精神科</u> 4. <u>神経科 (神経内科)</u> 5. <u>呼吸器科</u> 6. <u>消化器科 (胃腸科)</u> 7. <u>循環器科</u> 8. <u>アレルギー科</u> 9. <u>リウマチ科</u> 10. <u>小児科</u> 11. <u>外科</u> 12. <u>整形外科</u> 13. <u>形成外科</u> 14. <u>美容外科</u> 15. <u>脳神経外科</u> 16. <u>呼吸器外科</u> 17. <u>心臓血管外科</u> 18. <u>小児外科</u> 19. <u>皮膚泌尿器科 (20.皮膚科 21.泌尿器科)</u> 22. <u>性病科</u> 23. <u>こう門科</u> 24. <u>産婦人科 (25.産科 26.婦人科)</u> 27. <u>眼科</u> 28. <u>耳鼻いんこう科</u> 29. <u>気管食道科</u> 30. <u>リハビリテーション科</u> 31. <u>放射線科</u> 99. <u>その他 (標ぼう診療科以外は、次に記入してください。)</u>			
		901	科	902	科
		903	科	904	科
		905	科	906	科
		907	科	908	科
		909	科	910	科

臨床研修協力施設概況表－ 2 －

(略)

9 (略)	(略)
10. 医療法上の許可病床数(歯科の病床数を除く。) (医療機関のみ)	1. 一般：_____床、2. 精神：_____床、3. 感染症：_____床 4. 結核：_____床、5. 療養：_____床、(削除)
11. 診療科ごとの入院患者・外来患者・研修医の数 (医療機関のみ)	(略)
12. 病床の種別ごとの平均在院日数(小数第二位四捨五入) (医療機関のみ)	1. 一般：_____日、2. 精神：_____日、3. 感染症：_____日、 4. 結核：_____日、5. 療養：_____日、(削除)
13～16 (略)	(略)
17. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員の配置状況 精神科の研修を行う施設については記入してください。	精神保健福祉士： _____名(常勤： _____名、非常勤： _____名) ----- 作業療法士： _____名(常勤： _____名、非常勤： _____名) ----- 臨床心理技術者： _____名(常勤： _____名、非常勤： _____名) ----- その他の精神科技術職員： _____名(常勤： _____名、非常勤： _____名)

(略)

臨床研修協力施設概況表－ 2 －

(略)

9 (略)	(略)
10. 医療法上の許可病床数(歯科の病床数を除く。) (医療機関のみ)	1. 一般：_____床、2. 精神：_____床、3. 感染症：_____床 4. 結核：_____床、5. 療養：_____床、9. その他：_____床
11. 診療科ごとの入院患者・外来患者・研修医の数 (医療機関のみ)	(略)
12. 病床の種別ごとの平均在院日数(小数第二位四捨五入) (医療機関のみ)	1. 一般：_____日、2. 精神：_____日、3. 感染症：_____日、 4. 結核：_____日、5. 療養：_____日、9. その他：_____日
13～16 (略)	(略)
17. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員の配置状況 精神科の研修を行う施設については記入してください。	精神保健福祉士： _____名(常勤： _____名、非常勤： _____名) ----- 作業療法士： _____名(常勤： _____名、非常勤： _____名) ----- 臨床心理技術士： _____名(常勤： _____名、非常勤： _____名) ----- その他の精神科技術職員： _____名(常勤： _____名、非常勤： _____名)

(略)

1 1. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

(略)

区 分	内 科	救急部門	外 科	麻酔科(部)	小児科	産婦人科	又は		精神科	病院で定めた必修科目の診療科			その他の研修を行う診療科					
							産科	婦人科										
年間入院患者実数 ()内は救急件数又は分娩件数		()				()	()											
年間新外来患者数																		
1日平均外来患者数 ()内は年間外来診療日数		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
平均在院日数																		
常勤医師数 (うち臨床研修指導医(指導医)数)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※ 「年間入院患者実数」とは、申請年度の前々年度の繰越患者数に申請年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。「年間新外来患者数」とは、申請年度の前年度中に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者延数÷年間外来診療日数による数(小数第二位を四捨五入)とすること。「病院で定めた必修科目の診療科」欄が足りない場合には、続紙(様式自由)に記載し添付すること。「救急件数」及び「分娩件数」とは、11.の救急医療の実績の前年度の件数及び15.の正常分娩件数と異常分娩件数の合計とすること。

※ 「内科」とは、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科等を含めた広義の内科のうち基本研修科目の内科分野の研修を行う診療科であり、「外科」とは、心臓血管外科、呼吸器外科、脳外科等を含めた広義の外科のうち基本研修科目の外科分野の研修を行う診療科であること。

様式5 (略)

1 1. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

(略)

区 分	内 科	外 科	救急部門	小児科	産婦人科	又は		精神科	その他の研修を行う診療科									
						産科	婦人科											
年間入院患者実数 ()内は救急件数又は分娩件数			()		()	()	()											
年間新外来患者数																		
1日平均外来患者数 ()内は年間外来診療日数			()		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
平均在院日数																		
常勤医師数 (うち臨床研修指導医(指導医)数)																		

※ 「年間入院患者実数」とは、申請年度の前々年度の繰越患者数に申請年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。「年間新外来患者数」とは、申請年度の前年度中に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者延数÷年間外来診療日数による数(小数第二位を四捨五入)とすること。「その他の研修を行う診療科」欄が足りない場合には、続紙(様式自由)に記載し添付すること。「救急件数」及び「分娩件数」とは、11.の救急医療の実績の前年度の件数及び15.の正常分娩件数と異常分娩件数の合計とすること。

※ 「内科」とは、呼吸器科、消化器科、循環器科、神経内科等を含めた広義の内科のうち基本研修科目の内科分野の研修を行う診療科であり、「外科」とは、心臓血管外科、呼吸器外科、脳外科等を含めた広義の外科のうち基本研修科目の外科分野の研修を行う診療科であること。

様式5 (略)

臨床研修病院群を構成する関係施設相互間の連携体制 (削除)

様式6

(略)

医師の往来の有無	1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)
医療機器の共同利用	1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)
合同臨床病理検討会の開催	1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)
その他の診療及び臨床研修についての連携	1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)

※記入しないこと

(削除)

臨床研修病院群を構成する関係施設相互間の連携体制-1-

様式6

(略)

	名称	二次医療圏の名称
基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする	リガナ	
病院の名称	リガナ	
協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の名称及び病院施設番号	リガナ	
既に番号を取得している協力型臨床研修病院については病院施設番号を記入してください。	(病院施設番号:) (略) (略) (略)	
医師の往来の有無	1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)	

臨床研修病院群を構成する関係施設相互間の連携体制-2-

(略)

様式7 (略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書 (削除)

様式8

(略)

1. 基幹型臨床研修病院 2. 協力型臨床研修病院 (報告又は届出を行う臨床研修病院の型の番号に○をつけてください。)

・年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書-1-から-5-まで及び別紙1については、臨床研修プログラム検索サイトの画面を印刷したもの (不足する項目は適宜加筆すること) 等必要な項目がわかるものを代わりに添付していただいても構いません。

・項目番号1から2.5までについては、年次報告において記入してください。

・研修プログラムの変更・新設の届出の場合は、項目番号2.6から3.5までについても記入してください。

(略)

様式7 (略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書-1-

様式8

(略)

1. 基幹型臨床研修病院 2. 協力型臨床研修病院 (報告又は届出を行う臨床研修病院の型の番号に○をつけてください。)

・年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書-1-から-5-まで及び別紙1については、臨床研修プログラム検索サイトの画面を印刷したもの (不足する項目は適宜加筆すること) 等必要な項目がわかるものを代わりに添付していただいても構いません。

・項目番号1から2.4までについては、年次報告において記入してください。

・研修プログラムの変更・新設の届出の場合は、項目番号2.5から3.3までについても記入してください。

(略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書ー 2 ー

(略)

	※	
9・10 (略)		(略)
1 1. 医療法上の許可病床数 (歯科の病床数を除く。) (基幹型・協力型記入)		1. 一般: _____ 床、2. 精神: _____ 床、3. 感染症: _____ 床 4. 結核: _____ 床、5. 療養: _____ 床、(削除)
1 2 (略)		(略)
1 3. 病床の種別ごとの平均在院日数 (小数第二位四捨五入) (基幹型・協力型記入)		1. 一般: _____ 日、2. 精神: _____ 日、3. 感染症: _____ 日 4. 結核: _____ 日、5. 療養: _____ 日、(削除)
1 4～1 7 (略)		(略)

(略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書ー 4 ー

(略)

項目 <u>5</u> までについては、報告時に必ず記入してください。	※	
2 4. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員の配置状況 (基幹型・協力型記入) 精神科の研修を行う臨床研修病院については記入してください。		1・2 (略) 3. <u>臨床心理技術者</u> : _____ 名 (常勤: _____ 名、非常勤: _____ 名) 9 (略)
2 5. <u>第三者評価の受審状況</u> (基幹型記入)		1. 有 (評価実施機関名: _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日)) 0. 無 有を選択した場合には、評価実施機関名及び直近の受審日を記入してください。
※ここからは研修プログラムごとに記入してください。研修プログラムの変更又は新設の場合は、上記内容と併せて以下の内容についても記入してください。		
2 6. ～2 8. (略)		(略)

(略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書ー 2 ー

(略)

	※	
9・10 (略)		(略)
1 1. 医療法上の許可病床数 (歯科の病床数を除く。) (基幹型・協力型記入)		1. 一般: _____ 床、2. 精神: _____ 床、3. 感染症: _____ 床 4. 結核: _____ 床、5. 療養: _____ 床、9. その他: _____ 床
1 2 (略)		(略)
1 3. 病床の種別ごとの平均在院日数 (小数第二位四捨五入) (基幹型・協力型記入)		1. 一般: _____ 日、2. 精神: _____ 日、3. 感染症: _____ 日 4. 結核: _____ 日、5. 療養: _____ 日、9. その他: _____ 日
1 4～1 7 (略)		(略)

(略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書ー 4 ー

(略)

項目 <u>2</u> については、報告時に必ず記入してください。	※	
2 4. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員の配置状況 (基幹型・協力型記入) 精神科の研修を行う臨床研修病院については記入してください。		1・2 (略) 3. <u>臨床心理技術士</u> : _____ 名 (常勤: _____ 名、非常勤: _____ 名) 9 (略)
※ここからは研修プログラムごとに記入してください。研修プログラムの変更又は新設の場合は、上記内容と併せて以下の内容についても記入してください。		
2 5. ～2 7. (略)		(略)

(略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書－5－

(略)

29. 研修プログラムの名称及び概要 (基幹型記入)	(略)
30. (略)	(略)
31. 臨床研修指導医(指導医)等の氏名等 (基幹型記入) すべての臨床研修指導医等(協力型臨床研修病院に所属する臨床研修指導医及び臨床研修協力施設に所属する臨床研修の指導を行う者を含む。)について氏名等を記入してください。	(略)
32. ～35. (略)	(略)

(略)

別紙1
(No.)

6. 研修管理委員会の構成員の氏名及び開催回数(平成 年度開催回数 回)
(略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書－5－

(略)

28. 研修プログラムの概要 (基幹型記入)	(略)
29. (略)	(略)
30. 臨床研修指導医(指導医)の氏名等 (基幹型記入) すべての臨床研修指導医(協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設に所属する臨床研修指導医を含む。)について氏名等を記入してください。	(略)
31. ～34. (略)	(略)

(略)

別紙1
(No.)

6. 研修管理委員会(平成 年度開催回数 回)
(略)

1 2. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

(略)

区 分	内 科	救急部門	外 科	麻酔科(部門)	小児科	産婦人科	又は		精神科	病院で定めた 必修科目の診 療科				その他の研修 を行う診療科		合 計	
							産科	婦人科									
年間入院患者実数 ()内は救急件数又は分娩件数																	
年間新外来患者数																	
1日平均外来患者数 ()内は年間外来診療日数																	
平均在院日数																	
常勤医師数 (うち臨床研修指導医(指導 医)数)																	

※ 「年間入院患者実数」とは、当該年度の前々年度の繰越患者数に当該年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。「年間新外来患者数」とは、当該年度の前年度中に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者延数÷年間外来診療日数による数(小数第二位を四捨五入)とすること。「病院で定めた必修科目の診療科」欄等が足りない場合には、続紙(様式自由)に記載し添付すること。「救急件数」及び「分娩件数」とは、1.0.の救急医療の実績の前年度の件数及び1.4.の正常分娩件数と異常分娩件数の合計とすること。

※ 「内科」とは、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科等を含めた広義の内科のうち基本研修科目の内科分野の研修を行う診療科であり、「外科」とは、心臓血管外科、呼吸器外科、脳外科等を含めた広義の外科のうち基本研修科目の外科分野の研修を行う診療科であること。

※基幹型臨床研修病院においては、内科及び救急部門に係る患者の症例リストを添付すること。(様式任意)

(略)

1 2. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

(略)

区 分	内 科	外 科	救急部門	小児科	産婦人科	又は		精神科	その他の研修を行う診 療科				合 計				
						産科	婦人科										
年間入院患者実数 ()内は救急件数又は 分娩件数																	
年間新外来患者数																	
1日平均外来患 ()内は年間外来診療 日数																	
平均在院日数																	
常勤医師数 (うち臨床研修指導医 (指導医)数)																	

※ 「年間入院患者実数」とは、当該年度の前々年度の繰越患者数に当該年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。「年間新外来患者数」とは、当該年度の前年度中に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者延数÷年間外来診療日数による数(小数第二位を四捨五入)とすること。「その他の研修を行う診療科」欄が足りない場合には、続紙(様式自由)に記載し添付すること。「救急件数」及び「分娩件数」とは、9.の救急医療の実績の前年度の件数及び1.3.の正常分娩件数と異常分娩件数の合計とすること。

※ 「内科」とは、呼吸器科、消化器科、循環器科、神経内科等を含めた広義の内科のうち基本研修科目の内科分野の研修を行う診療科であり、「外科」とは、心臓血管外科、呼吸器外科、脳外科等を含めた広義の外科のうち基本研修科目の外科分野の研修を行う診療科であること。

(略)

2.9. 研修プログラムの名称及び概要

別紙3

(略)

1～4 (略)	(略)
5. (略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
備考：選択必修科目・・・〇つの診療科の中から〇つ以上を必ず選択。 基幹型臨床研修病院での研修期間・・・最低〇か月 ※最低8か月以上必要 であるが、地域医療との関係等に配慮しつつ、1年以上行うことが望ましい。 臨床研修協力施設での研修期間・・・最大〇か月 ※合計3か月以内であること。 ただし、へき地・離島診療所等の研修期間が含まれる場合はこの限りでない。 2年間を通じての救急部門の研修とみなす休日・夜間の当直回数・・・約〇〇回	

※外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科については病院で定めた必修科目か選択必修科目の欄に必ず設け、記入すること。

(略)

(No.) 別紙4

3.1. 臨床研修指導医（指導医）等の氏名等 (略)

担当分野	氏名	所属	役職	臨床経験年数	指導医講習会等の受講経験 有：○ 無：×	資格等	(削除)		プログラム番号	備考 1 プログラム責任者 2 副プログラム責任者 3 研修実施責任者 4 臨床研修指導医（指導医）
							(削除)	(削除)		

※ 「担当分野」欄には、様式8別紙3の臨床研修を行う分野及び病理（CPC）を記入すること。

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実施責任者及び臨床研修指導医（指導医）については、「備考」欄にそれぞれに応じた番号を記入し、併せてプログラム番号を記入すること（プログラム番号を取得していない場合には研修プログラムの名称を記入すること。）。

* 研修実施責任者・・・協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者

* 臨床研修指導医（指導医）・・・研修医に対する指導を行う医師であり、7年（84月）以上の臨床経験及び指導医養成講習会等の受講経験を有する者

※ (略)

別紙5 (略)

2.8. 研修プログラムの名称及び概要

別紙3

(略)

1～4 (略)	(略)
5. (略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
備考：選択必修科目・・・〇つの診療科の中から〇つ以上を必ず選択。 基幹型臨床研修病院での研修期間・・・最低〇か月 ※最低8か月以上必要 臨床研修協力施設での研修期間・・・最大〇か月 ※合計3か月以内であること。 ただし、へき地・離島診療所等の研修期間が含まれる場合はこの限りでない。 2年間を通じての救急部門の研修とみなす休日・夜間の当直回数・・・約〇〇回	

※外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科の欄は病院で定めた必修科目か選択必修科目の欄に必ず設け、記入すること。

(略)

(No.) 別紙4

3.0. 臨床研修指導医（指導医）等の氏名等 (略)

担当分野	氏名	所属	役職	臨床経験年数	指導医講習会等の受講経験 有：○ 無：×	資格等	医籍登録		プログラム番号	備考 1 プログラム責任者 2 副プログラム責任者 3 研修実施責任者 4 臨床研修指導医（指導医）
							番号	年月日		

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実施責任者及び臨床研修指導医（指導医）については、「備考」欄にそれぞれに応じた番号を記入し、併せてプログラム番号を記入すること（プログラム番号を取得していない場合には研修プログラムの名称を記入すること。）。

* 研修実施責任者・・・協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者

* 臨床研修指導医（指導医）・・・研修医に対する指導を行う医師であり、7年以上の臨床経験及び指導医養成講習会等の受講経験を有する者

※ (略)

別紙5 (略)

年次報告書・臨床研修協力施設概況表－1－

- ・(略)
- ・項目番号1から15までについては、年次報告において記入してください。
- ・研修プログラムの変更・新設の届出の場合は、項目番号16から18についても記入してください。

1～7 (略)		(略)
8. 救急医療の提供の実績 (医療機関のみ)	(略) 診療時間外の勤務体制 指導を行う者の氏名等 救急医療を提供している診療科	(略) (略) * 臨床研修病院年次報告書の別紙4に記入 (略)
9. (略)		(略)

年次報告書・臨床研修協力施設概況表－2－

(略)

10～12 (略)		
13. 研修医のための宿舎及び研修医室の有無 (医療機関のみ)	(略)	(略)
14. (略)	(略)	(略)
15. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員の配置状況 精神科の研修を行う施設については記入してください。	精神保健福祉士： 名(常勤： 名、非常勤： 名) 作業療法士： 名(常勤： 名、非常勤： 名) 臨床心理技術者： 名(常勤： 名、非常勤： 名) その他の精神科技術職員： 名(常勤： 名、非常勤： 名)	

年次報告書・臨床研修協力施設概況表－1－

- ・(略)
- ・項目番号1から17までについては、年次報告において記入してください。
- ・研修プログラムの変更・新設の届出の場合は、項目番号18から19についても記入してください。

1～7 (略)		(略)
8. 救急医療の提供の実績 (医療機関のみ)	(略) 診療時間外の勤務体制 指導を行う者の氏名等 救急医療を提供している診療科	(略) (略) * 臨床研修病院年次報告書の別紙3に記入 (略)
9. (略)		(略)

年次報告書・臨床研修協力施設概況表－2－

(略)

10～12 (略)		
13. 研修医のための宿舎及び研修医室の有無 (基幹型・協力型記入)	(略)	(略)
14. (略)	(略)	(略)
16. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員の配置状況 精神科の研修を行う施設については記入してください。	精神保健福祉士： 名(常勤： 名、非常勤： 名) 作業療法士： 名(常勤： 名、非常勤： 名) 臨床心理技術士： 名(常勤： 名、非常勤： 名) その他の精神科技術職員： 名(常勤： 名、非常勤： 名)	

年次報告書・臨床研修協力施設概況表－ 3 －

(略)

項目 16 については、報告時に必ず記入してください。	※	
16. 研修プログラムの名称 プログラム番号は、既にプログラム番号を取得されている場合に記入してください。		(略)
研修プログラムの変更又は新設の場合は、上記内容と併せて以下の内容についても記入してください。		
17. 研修医の指導を行う者の氏名等 臨床研修協力施設に所属する研修医の指導を行う者の氏名等は、基幹型臨床研修病院の年次報告書の別紙4に記入してください。		* 基幹型臨床研修病院の年次報告書の別紙4に記入
18. (略)		(略)

(略)

年次報告書・臨床研修協力施設概況表－ 3 －

(略)

項目 17 については、報告時に必ず記入してください。	※	
17. 研修プログラムの名称 プログラム番号は、既にプログラム番号を取得されている場合に記入してください。		(略)
研修プログラムの変更又は新設の場合は、上記内容と併せて以下の内容についても記入してください。		
18. 研修医の指導を行う者の氏名等 臨床研修協力施設に所属する研修医の指導を行う者の氏名等は、基幹型臨床研修病院の年次報告書の別紙1に記入してください。		* 臨床研修病院年次報告書の別紙4に記入
19. (略)		(略)

(略)

9. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

(略)

区 分	内 科	救急部門	外 科	麻酔科(留置)	小児科	産婦人科	又は		精神科	病院で定めた必修 科目の診療科			その他の研修 を行う診療科			
							産科	婦人科								
年間入院患者実数 ()内は救急件数又は分娩件数		()														
年間新外来患者数																
1日平均外来患者数 ()内は年間外来診療日数																
平均在院日数																
常勤医師数 (うち臨床研修指導医(指導医)数)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※ 「年間入院患者実数」とは、当該年度の前々年度の繰越患者数に当該年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。「年間新外来患者数」とは、当該年度の前年度中に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者延数÷年間外来診療日数による数(小数第二位を四捨五入)とすること。「病院で定めた必修科目の診療科」欄が足りない場合には、続紙(様式自由)に記載し添付すること。「救急件数」及び「分娩件数」とは、8.の救急医療の実績の前年度の件数及び11.の正常分娩件数と異常分娩件数の合計とすること。

※ 「内科」とは、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科等を含めた広義の内科のうち基本研修科目の内科分野の研修を行う診療科であり、「外科」とは、心臓血管外科、呼吸器外科、脳外科等を含めた広義の外科のうち基本研修科目の外科分野の研修を行う診療科であること。

様式10.11(略)

9. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

(略)

区 分	内 科	外 科	救急部門	小児科	産婦人科	又は		精神科	その他の研修を行う診療 科							
						産科	婦人科									
年間入院患者実数 ()内は救急件数又は分娩件数																
年間新外来患者数																
1日平均外来患者数 ()内は年間外来診療日数																
平均在院日数																
常勤医師数 (うち臨床研修指導医(指導医)数)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※ 「年間入院患者実数」とは、当該年度の前々年度の繰越患者数に当該年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。「年間新外来患者数」とは、当該年度の前年度中に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者延数÷年間外来診療日数による数(小数第二位を四捨五入)とすること。「その他の研修を行う診療科」欄が足りない場合には、続紙(様式自由)に記載し添付すること。「救急件数」及び「分娩件数」とは、8.の救急医療の実績の前年度の件数及び11.の正常分娩件数と異常分娩件数の合計とすること。

※ 「内科」とは、呼吸器科、消化器科、循環器科、神経内科等を含めた広義の内科のうち基本研修科目の内科分野の研修を行う診療科であり、「外科」とは、心臓血管外科、呼吸器外科、脳外科等を含めた広義の外科のうち基本研修科目の外科分野の研修を行う診療科であること。

様式10.11(略)

臨床研修中断報告書

様式12

研修医の氏名	性別	生年月日	昭和 平成	年月日
	男女			
医籍登録番号	第 号	登録年月日	平成	年月日
出身大学		卒業年		
中断を認めた理由： ※中断を認めた理由について通知本文の以下の規定のうち該当する〔 〕内の番号を○で囲むこと 通知本文第2の17(1)イ⑦〔①・②・③・④〕 ④〔①・②・③〕				
中断までの経緯：				
中断後の進路（見込のときは、「見込」と記入すること）：				
今回中断したプログラム以前に中断した研修プログラムの名称（あれば）				

(略)

臨床研修中断報告書

様式12

研修医の氏名	性別	生年月日	昭和 平成	年月日
	男女			
医籍登録番号	第 号	登録年月日	平成	年月日
出身大学		卒業年		
中断までの経緯：				
中断後の進路（見込のときは、「見込」と記入すること）：				
今回中断したプログラム以前に中断した研修プログラムの名称（あれば）				

(略)

臨床研修の再開(の受け入れ)に係る履修計画表

ふりがな 研修医の氏名		性別	生年月日	昭和	年 月 日
		男女		平成	
医籍登録番号	第 号	登録年月日	平成	年 月 日	
中断した臨床研修を行った病院の名称及び所在する都道府県	(名称)	(所在都道府県)			
中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称					
臨床研修の再開後に履修する研修プログラムの名称					
研修再開年月日	平成 年 月 日	研修修了予定年月日	平成 年 月 日		
研修再開(受け入れ)時までの休止期間(中断した病院における休止期間を含む) ※病院において定める休日を除いた全ての休止期間を記載すること。		日			
臨床研修を行う分野	研修分野ごとの病院又は施設(研修分野ごとの研修期間) ※再開後、修了までに必要となる研修分野の履修計画を記入してください。				
	病院施設番号	病院又は施設の名称	研修期間		
			年 月～ 年 月(月)		

(略)

様式14 (略)

臨床研修の再開の受け入れに係る履修計画表

ふりがな 研修医の氏名		性別	生年月日	昭和	年 月 日
		男女		平成	
医籍登録番号	第 号	登録年月日	平成	年 月 日	
中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称		中断した臨床研修を行った病院が所在する都道府県			
臨床研修の再開を受け入れる研修プログラムの名称					
研修再開年月日	平成 年 月 日	研修修了予定年月日	平成 年 月 日		
研修再開受け入れ時までの休止期間(中断した病院における休止期間を含む)		日			
臨床研修を行う分野	研修分野ごとの病院又は施設(研修分野ごとの研修期間) ※再開後、修了までに必要となる研修分野の履修計画を記入してください。				
	病院施設番号	病院又は施設の名称	研修期間		
			年 月～ 年 月(月)		

(略)

様式14 (略)

様式15

臨床研修修了者一覧表

病院施設 番号		基幹型臨床研修病院 (基幹型相当大学病院) の名称	
------------	--	---------------------------------	--

	研修プログラム 番号	研修医の氏名	生年月日	医籍登録番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

様式16・様式17 (略)

様式15・様式16 (略)